

## JAS 認証事業者の認証の取消しについて

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条第2項の規定に基づき認証した取扱業者について、同法施行規則第48条第1項第4号ホの認証の取消しに係る公表に関する基準に基づき以下のとおり公表します。

1 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

恵那小径木加工協同組合

岐阜県恵那市武並町竹折328-239

2 取り消した認証に係る農林物資の種類

製材

3 取り消した認証に係る工場の名称及び所在地

恵那小径木加工協同組合 製材工場

岐阜県恵那市武並町竹折328-239

4 取り消した認証に係る認証番号

J L I R A - B - 3 6 - 1 1

5 取消しの年月日

2026年3月4日

6 取消しの理由

2026年1月9日及び2月19日に行った当会認証業務規程第38条に基づく臨時監査の結果、認証事業者の日本農林規格等に関する法律第37条第1項への違反（同法第10条第1項に定める日本農林規格による格付を行わずに、格付の表示を付したこと。）が確認されました。当該違反は、軽微な違反には相当しない重大な過失によるものであることから、同法施行規則第48条第1項第3号ホ（2）に基づき、当該認証事業者の認証を取り消します。

以上